

ネットとうほく 2020 (検) 第 16 号-2
2021 年 (令和 3 年) 7 月 26 日

〒272-0023

千葉県市川市南八幡 3-6-18 ミーナアサヒビル 3 階
株式会社ケイズグループ 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

ブライツシティ柏木 702 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



要 請 書

消費者市民ネットとうほく (以下、当団体という) に対し、貴社の広告が整骨院への広告規制に抵触しているのではないかと情報が寄せられたことを踏まえ、本年 3 月 26 日付けで照会書をお送りしておりました。これに対し、貴社より、本年 5 月 17 日送達 of 郵送書面で回答をいただきました。ご対応をいただきありがとうございました。

貴社からいただいた回答対して、以下の通り当団体の見解を述べます。

1 照会事項 1 について

貴社が経営する名取西口整骨院の建物に表示されている「頭痛をとりたい」「頭蓋骨矯正」との表示が柔道整復師法上の広告規制に抵触するのではないかとこの点について、貴社は「抵触はない」との認識をお示しではありますが、当該広告の掲示を控えるとのことでした。そこで、当団体において調査をしたところ、同院の広告は取り除かれていることが確認できましたので、名取西口整骨院に関する上記の指摘については、これをもって終了とさせていただきます。

2 照会事項 2 について

「貴院の施術により、頭蓋骨が矯正され頭痛が取り除かれるという効能が得られる医学的な根拠をご教示ください」との点については、「長谷澄夫のクラニアルテクニック」「同(臨床編)」「磯部式瞬間小顔矯正法」の DVD を参考しているものであり、その内容が医学的根拠になると考えているとのご回答をいただきました。

しかし、「磯部式瞬間小顔矯正法」については、その効能の有無はともかくとして、タイトルの通り、いわゆる小顔矯正（顔面をリフトアップし引き締める）という効能を謳ったものであり、頭蓋骨が矯正され頭痛が取り除かれるという効能は確認できませんでしたので、これを根拠にする貴社の回答には疑問があります。

また、「長谷澄夫のクラニアルテクニック」については、同氏がパンフレット等の広告で効能として掲げる項目に頭痛の除去は確認できませんでした。上顎骨の施術に関して頭痛を改善するかのような効能が述べられておりますが、名取西口整骨院が掲げる「頭蓋骨矯正」による頭痛の除去とは合致しておりません。

そもそも、長谷澄夫氏が提唱するクラニアルテクニックについて、同氏は、「脳の環境を最高のものにし、人間の持つ無限の可能性やその人が持つ本来の能力を上昇させる」と述べておりますが、その医学的根拠には大いに疑問が残ります。また、医師の資格のない同氏が、その施術を「クラシアル治療」と称して、医療行為類似の施術を提唱していることにも医師法に抵触するとの問題があります。

当団体は、貴社が参考にしておりしている上記の施術について実施主体の整体士に医学的根拠を照会し、その回答をもとにその施術の問題点を指摘したいと考えておりますが、貴社に対しては、本書面で述べた通り、貴社の施術の根拠として回答書にあげられている、「磯部式瞬間小顔矯正法」は、貴社の整骨院が掲げる頭痛を取り除くという効能とは無関係であること、「長谷澄夫のクラニアルテクニック」については医学的根拠が明らかではなく、その内容が医師法に抵触するおそれがあることを踏まえ、今後は貴社が運営する整骨院等において、施術により頭蓋骨が矯正され頭痛が取り除かれるという効能を謳った広告を行わないよう要請いたします。

本要請に対して、貴社がどのような対応をとられるかについてうかがいたいと思っておりますので、本書面到達後2ヶ月を目処に書面でのご回答をいただけると幸いです。ご対応よろしくお願い申し上げます。

以上